## 令和6年9月以降用

## 特定教育・保育に係る保育料負担金徴収基準額表

## ~ 2号・3号認定で認可保育所または認定こども園(保育)を利用する方 ~

			徴収基準額 [月	預保育料 ]	※半額又	【は第2子以降の場合は	( )内の金額
階層区分		階層基準	0歳から2歳児			軽減後	
国	市		標準時間	短時	間	標準時間	短時間
1	A00	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0	0	0
2	B00 B01	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児(者)世帯	(0) <b>0</b>		(0) <b>0</b>	(0) <b>o</b>	(0) <b>0</b>
		E 8177 V 78 (E) E 13					
		市民税非課税世帯	(0)		(0)	(0)	(0)
			(3,500)		<b>0</b> (3,450)	(0)	(0)
	C10	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児(者)世帯	<b>7,000</b>		6 <b>,900</b>	2,330	2,300
		均等割のみの世帯	(8,100)		(8,000)	(5,400)	(5,330)
	C11		16,200		16,000)	10,800	(3,330) <b>10,660</b>
3	C20	母子、父子世帯 及び 在宅障がい児(者)世帯	(3,500)		(3,450)	(0)	(0)
			7,000		6,900	2,330	2,300
	C21	所得割課税額	(8,600)		(8,500)	(5,730)	(5,665)
		48,600円未満	17,200		17,000	11,460	11,330
	D11 D13	母子、父子世帯 及び	(3,500)		(3,450)	(0)	(0)
		在宅障がい児(者)世帯	7,000		6,900	2,330	2,300
4	D12 D14	所得割課税額	(12,750)	(:	12,550)	(8,500)	(8,365)
4		48,600円以上 ~ 77,101円未満	25,500		25,100	17,000	16,730
	D01	所得割課税額	(12,750)	(:	12,550)	(8,500)	(8,365)
		77,101円以上 ~ 97,000円未満	25,500		25,100	17,000	16,730
5	D02	所得割課税額 97,000円以上 ~ 133,000円未満	(16,800)	(:	16,550)	(14,900)	(14,650)
			33,600		33,100	29,800	29,300
	D03	所得割課税額 133,000円以上 ~ 169,000円未満	(18,150)	(	17,850)	(17,600)	(17,300)
			36,300		35,700	35,200	34,600
6	D04	所得割課税額	(23,000)	(2	22,650)	(23,000)	(22,650)
		169,000円以上 ~ 301,000円未満	46,000		45,300	46,000	45,300
7	D05	所得割課税額 301,000円以上 ~ 397,000円未満	(25,000)	(2	24,600)	(25,000)	(24,600)
			50,000		49,200	50,000	49,200
8	D06	所得割課税額	(25,000)	(2	24,600)	(25,000)	(24,600)
		397,000円以上	50,000		49,200	50,000	49,200